

# 翔陽高校いじめ防止基本方針



令和3年度版（改訂版）

熊本県立翔陽高等学校

## 目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等に関する基本理念	1
2	翔陽高校いじめ防止基本方針の内容	1
3	いじめの定義	1
4	いじめの理解	2
5	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	いじめの解消について	3
(5)	地域や家庭との連携について	3
(6)	関係機関との連携について	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	3
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	3
(2)	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	3
(3)	学校におけるいじめ防止等に関する措置	4
2	重大事態への対処（学校の設置者又は学校による調査）	5
(1)	重大事態の発生と調査	5
(2)	調査結果の提供及び報告	6
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	6
1	基本方針の見直しの検討	6
2	基本方針策定状況の公表	6

《別冊》 翔陽高校いじめ防止基本方針「教職員マニュアル」

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 翔陽高校いじめ防止基本方針の内容

- 法により規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにする。
- これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定める。
- いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。
- いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証を実施する。

### 3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ★具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- けんかやふざけ合い
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 4 いじめの理解

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、学校を含めた社会全体がそれぞれの役割と責任を自覚しなければ救うことができないものである。
- いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも、起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであるということを強く認識することが必要なものである。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要なものである。

#### 5 いじめの防止等に関する基本的考え方

##### (1) いじめの防止

- すべての生徒を対象としていじめの未然防止の観点を持ち、関係者が一体となった継続的な取組を行うことが必要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力などを育てることが必要である。

##### (2) いじめの早期発見

- いじめへの迅速な対処の前提であることを理解した上で、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

### (3) いじめへの対処

- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたと思われる生徒に対して可能な限り早期に適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- 平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- いじめた生徒がいじめられた生徒に対して謝罪するだけでいじめが解決するものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すようにする。
- すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

### (4) いじめの解消について

- いじめに係る行為が止んでいること。
  - ・その期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
  - ・いじめ被害の重大性によりさらに長期の注視期間を設定し、判断する。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (5) 地域や家庭との連携について

- 育友会や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、教育懇話会を活用する等の連携をすることにより、いじめの問題への対策を推進する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするための体制の整備を進める。

### (6) 関係機関との連携について

- いじめの問題への対応においては、平素から教育委員会をはじめとする関係機関及び、学校等警察連絡協議会等の担当者との情報交換や連絡会議などを通じて、情報共有体制を構築しておく。
  - ・警察
  - ・児童相談所
  - ・医療機関
  - ・地方法務局等

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 本校は、国の基本方針、県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「翔陽高校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページなどで公開する。
- 「翔陽高校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見や早期対応の在り方、教育相談体制や生徒指導体制、校内研修などを定め、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- 法第22条の規定により、学校が組織的に対応するための組織として本校に「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- 「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者(以下「情報集約担当者」という。)を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。
- 校内組織(複数の教職員で構成)に、外部専門家等(本校スクールカウンセラー)を加えた、より実効的ないじめの問題の解決に資する組織とする。

##### ◇ 具体的な構成員【15人】

- ・ 外部専門家(本校スクールカウンセラー、大津警察署) 2人
- ・ 校内組織 13人  
校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・人権教育推進委員長  
教育相談室長・養護教諭・1年次主任・2年次主任・3年次主任  
特別支援教育コーディネーター、生徒指導部担当

- 具体的には、以下のような役割を担うものとする。
  - ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ◇ 関係生徒への事実関係の聴取を行い、いじめの情報の整理と共有を行う役割
  - ◇ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携という対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

##### ○ いじめの防止

- ◇ すべての生徒を対象としたいじめに向かわせないための未然防止の取組み
- ◇ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事

に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり

- ◇ アクティブラーニングの視点に重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない職員の育成
- ◇ 集団の一員としての自覚や自信を育むことによる、一人一人の人権が尊重される人間関係の構築
- ◇ 指導に際しての、生徒が傷つくような言動や他の生徒によるいじめの助長につながるような教職員の言動の根絶
- ◇ 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導を充実
- ◇ 寮生活等を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、事案の解決に向けて寮等を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行う

#### ○ いじめの早期発見

- ◇ ささいな兆候も見逃さず、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ◇ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ○ いじめに対する措置

- ◇ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◇ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通す。
- ◇ いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ◇ いじめの対応について、校内研修等を行うことにより教職員全員の共通理解を図り、いじめへの対応に係る教職員の資質能力を向上させる。
- ◇ 保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ◇ これらの徹底のため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

## 2 重大事態への対処（学校の設置者又は学校による調査）

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ○ 重大事態の法による規定

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- ◇ 生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

#### 第2号の「相当の期間」について

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

#### ○ 重大事態が発生した場合の報告等

- ◇ 学校は、県教育委員会を通じて県知事へ報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。
- ◇ 県教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

#### ○ 調査を行うための組織について

- ◇ 調査組織による調査は以下に掲げる点について内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。
  - a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
  - b いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
  - c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
  - d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
  - e 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

### ○ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

### ○ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ○ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する責任を負う。

### ○ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の見直しの検討

「翔陽高校いじめ防止基本方針」により定めた学校の施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「いじめ防止対策委員会」の組織を用いて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じるものとする。

### 2 基本方針策定状況の公表

本校において策定した「翔陽高校いじめ防止基本方針」について、学校のホームページなどを活用して公開するものとする。